

公調委令和6年（セ）第5号 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 被申請人は、申請人eに対し、1375万円及びこれに対する令和2年8月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被申請人は、申請人gに対し、1375万円及びこれに対する令和2年8月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 申請人らのその余の請求をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人eに対し、1650万円及びこれに対する令和2年8月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人gに対し、1650万円及びこれに対する令和2年8月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 被申請人

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、岐阜県羽島市に所在する被申請人の石綿含有建材等の製造工場である羽島工場（旧h工場。以下、両者を区別せず「羽島工場」という。）の近隣で就業していたjが、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡したとして、jの相続人である申請人e及び申請人gが、それぞれ、被申請人に対し、大気汚染防止法25条1項の無過失責任に基づき、申請人らに対し、各1650万円の損害賠償及びこれに対するj

の死亡日である令和2年8月27日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める責任裁定申請事件である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 申請人ら等

(ア) j は、昭和x年x月x日に出生し、令和2年8月27日に悪性胸膜中皮腫により死亡した（甲5、11）。

(イ) j の相続人は、配偶者である申請人e、いずれも子である申請人g、k及びnである。j の相続人らは、令和6年3月28日、j の遺産のうちj の被申請人に対する損害賠償請求権を、申請人らがそれぞれ2分の1の割合で取得するとの遺産分割協議をした。（甲1～9）

イ 被申請人（甲19、審問の全趣旨）

被申請人は、耐火断熱吸音材料等の製造・販売及びこれらに付帯又は関連する工事に関する業務等を業とする株式会社であり、羽島工場を操業している。

(2) 大気汚染防止法の定め

ア 昭和47年法律第84号による改正後の大気汚染防止法（以下「改正大防法」という。）25条1項は、工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質（ばい煙、特定物質又は粉じん、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。）の大気中への排出（飛散を含む。以下同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる旨定める。なお、同項の生活環境のみに係る被害を生じさせるおそれがある物質を定める政令は制定されていない。

イ 昭和４７年法律第８４号附則（以下、単に「附則」という。）１項は、改正大防法は、昭和４７年１０月１日から施行する旨規定する。また、附則２項本文は、改正大防法２５条を含む同法第４章の２の規定は、改正大防法の施行後の損害について適用する旨規定し、附則２項ただし書は、当該損害が改正大防法の施行前の排出によるものであることを当該排出に係る事業者において証明したときは、当該損害については、なお従前の例による旨規定する。

(3) 石綿について

ア 石綿（アスベスト）は、繊維状鉱物の総称名であり、蛇紋石族に属するクリソタイル（白石綿）、角閃^{せん}石族に属するアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等がある（甲１５、１６）。

イ 石綿は、織物として織ることができ（紡織性）、引張り強度が極めて大きく（高抗張性）、燃えないで高温に耐え（不燃・耐熱性）、柔軟でかつ摩耗に耐え（耐摩耗性）、酸・アルカリ等の薬品に侵されにくく（耐薬品性）、腐らないで変化しにくく（耐腐食性）、熱・電気を通しにくく（絶縁性）、表面積が大きいので他の物質との密着性に優れており（親和性）、価格が安い（経済性）等の性質を有しており、建材、工業製品、民生用として使用されてきた。石綿製品は、平成１８年に一部の製品を除き全面的に製造・使用等が禁止されるまで、自動車分野、薬品等を製造する化学設備分野、建設機械等を製造する産業機械分野、電車・船等の陸・海運の輸送分野、ビル等の建築業分野、ボイラー等の民生用分野における多くの業種で使用されてきた。（甲１５、１６）

ウ 石綿粉じんの濃度は、 mg/m^3 や f/cm^3 （「f」は、「fiber」の頭文字である。）等の単位を用いて表すことができ、 $2\text{ mg}/\text{m}^3$ は $3.3\text{ f}/\text{cm}^3$ に相当し、 $1\text{ f}/\text{cm}^3$ は $1,000\text{ f}/\text{L}$ に相当する（甲７１、乙１１、審問の全趣旨）。

(4) 石綿関連疾患等について（甲１５、１６）

ア 中皮腫

中皮腫は、中皮細胞に由来する胸膜・腹膜・心膜・精巣^{しょう}鞘膜において発生する悪性腫瘍である。中皮腫の大半は石綿ばく露と関連があるものと推測され、9割以上の中皮腫患者には何らかの石綿ばく露歴が認められたとの報告がある。職業ばく露以外にも近隣ばく露、家庭内ばく露によっても発症することがある。

中皮腫は、石綿ばく露開始から中皮腫発症までの潜伏期間が長く、おおむね30年後から50年後に発症する。潜伏期間の平均は35年前後とされており、10年未満で発症した例はない。

疫学調査では、ばく露量が多いほど胸膜中皮腫発症のリスクが高いとされているが、中皮腫は石綿肺や肺がん等の他の疾患に比べてより少ないばく露量でも発症することが知られている。また、石綿の体内沈着量がさほど多くなくても、沈着した期間が長くなればなるほど中皮腫発症の危険性は大きくなるとされている。石綿による中皮腫発症のリスクをゼロとするようなばく露量の境界、すなわち^{いきち}閾値はない。

胸膜中皮腫の発症リスクは石綿の種類によって異なり、クロシドライトが最も危険性が高く、次いでアモサイト、クリソタイルの順である。クリソタイルのリスクを1とすると、アモサイトは10倍から15倍、クロシドライトは50倍から100倍高いと言われている。

胸膜中皮腫の初発症状としては、息切れ、胸痛、^{せき}咳の順に多い。中皮腫の予後は極めて悪く、通常悪性中皮腫発症後、数年以内に死亡に至り、5年以上の生存率は高くない。根本的な治療法は現時点で存在しない。

イ 胸膜プラーク

胸膜プラークは壁側胸膜に生じる局所的な肥厚であり、肉眼的には白色から象牙色をしており、凹凸を有する平板上の隆起として認められる。石綿や石綿と類似の天然鉱物繊維であるエリオナイトによって生じる。通常

ばく露開始から20年以上を経て、認められるようになる。胸膜プラークは過去における石綿ばく露の重要な指標であり、石綿小体とともに肺癌や中皮腫の労災認定の際の重要な医学的所見である。同じ石綿ばく露を受けても胸膜プラークの所見を有する者は、そうでない者に比べて肺癌や中皮腫のリスクは有意に高いという報告がある。

ウ 肺がん

通常の肺がんに比して、石綿ばく露によって生じる肺がんには発生部位、病理組織型の特徴はないが、石綿のばく露量が多いほど肺癌のリスクは高くなる。石綿ばく露開始から20年から50年の潜伏期間の後に発症することが多い。喫煙のリスクは、石綿ばく露のおよそ2倍であり、喫煙と石綿の両方のばく露を受けると、肺癌のリスクは相加作用を上回ることが知られている。

エ 石綿肺

石綿肺は大量に石綿を吸入することによって発症する。病理学的にはびまん性間質性肺線維症であり、石綿ばく露から10年以上、多くは30年から40年以上の後に初期病変が現れる。

(5) jの居住歴及び稼働歴（甲10、56、57、62、63、審問の全趣旨）

jは、昭和x年に出生してから昭和31年頃まで岐阜県●●に居住し、その後、岐阜市内に転居した後、昭和35年1月から昭和42年4月まで同市●●にある社員寮に居住し、同所に所在していたp紋工所に勤務し、紋紙の作成の仕事をした。その後、jは、昭和42年頃から同県羽島市●●に居住し、昭和54年まで同市▲▲に所在するq紋組織店において、q紋工所の屋号で織物のデザイン・意匠の製図や紋紙の作成に従事した。jは、昭和52年8月から同市■●に居住し、昭和54年頃、q紋組織店から独立して、住所地にr紋工所を設立し、平成20年頃まで、紋紙の作成等に従事した。

(6) 羽島工場等について

ア 羽島工場は、岐阜県羽島市▲▲に所在し、現在の周辺の状況は別紙１のとおりである。羽島工場の南東側には q 紋工所が所在しており、羽島工場から q 紋工所までは直線距離でおよそ 300 m から 350 m であった。(甲 24、25、35、39、53、54)

イ 被申請人は、昭和 18 年に羽島工場の操業を開始し、クロシドライト、アモサイト及びクリソタイルを含む石綿含有建材等を製造していた。

被申請人は、羽島工場のほか、s 工場（神奈川県横浜市）、t 工場、u 工場及び v 工場を操業し、これらの工場でも石綿含有建材等を製造していた。

(以上につき、甲 18、19、70)

(7) 石綿粉じんによる健康被害に関する調査

ア 平成 17 年に兵庫県 w 市内の株式会社 y の旧 z 工場周辺に居住する住民に中皮腫が確認され、石綿工場周辺の住民に対する一般環境経由での石綿ばく露による健康被害のリスクが社会問題となったことから、平成 18 年以降、環境省が専門家のアドバイスの下に旧石綿工場所在地の自治体に委託して、石綿取扱施設の周辺住民に対して必要な検査を行うなどして調査が実施されてきた。羽島市でも、平成 19 年度以降、羽島工場の周辺住民に対して、問診、胸部 X 線検査、胸部 CT 検査等を実施することにより、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の所見の有無と健康影響との関係に関する知見を収集した（以下「石綿健康リスク調査」という。）。羽島市は、この調査結果に基づき、医師等の専門委員の関与の下、平成 25 年 3 月に「平成 24 年度羽島市における石綿の健康リスク調査報告書」（以下「平成 24 年度報告書」という。）、平成 26 年 3 月に「平成 25 年度一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査（羽島市）委託業務報告書」（以下「平成 25 年度報告書」という。）、平成 27 年 3 月に「平成 26 年度一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査（羽島市）委託

業務報告書」（以下「平成２６年度報告書」という。）をそれぞれ作成した。（甲２２、６７、６８、７７～７９）

イ 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、平成１８年以降、石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）３条に基づく救済給付を行うための認定を行うに際し、アンケートを実施し、これに記載されている職歴や居住歴等に関する情報を分類・集計するなどの調査を実施した（以下「機構による調査」という。）。機構は、この調査に基づき、令和６年３月、「石綿健康被害救済制度における平成１８～令和４年度（２００６～２０２２年度）被認定者に関するばく露状況調査報告書」（以下「ばく露状況調査報告書」という。）を作成した。（甲２３、２６、６５）

(8) 本件申請に至る経緯

ア j は、平成３０年６月８日、医療機関において、悪性胸膜中皮腫に罹患している旨の確定診断を受けた（甲４９）。

イ j は、平成３０年７月１１日、機構に対し、石綿救済法４条２項により、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を求める申請をした。これを受けて機構は、j に対し、同年９月３日、j が日本国内において石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとの認定を行い、同月２６日、同法４条３項に基づき、石綿健康被害医療手帳を交付した。（甲５０～５２）

ウ その後、j は、医療機関において治療を続けたものの、令和２年８月２７日、悪性胸膜中皮腫を直接の死因として、死亡した（甲１１）。

エ 被申請人は、石綿救済法の特定疾病の認定を受けた被申請人の工場の周辺住民等を対象に救済金を支給する独自の救済制度（以下「周辺住民救済金制度」という。）を設けており、申請人gからの照会に対して、令和２年９月２８日付け「救済金のお支払い手続きにおける確認内容について」

と題する文書により、「救済金をお支払いする要件と準備して頂く資料」を申請人 g に対して説明しているが、その中で、① j が石綿救済法に認定されていること及びその確認資料、② j の職業歴にて過去に石綿を取り扱ったことがないこと及びその確認資料、さらに、③ j が勤務していた q 紋工所が羽島工場からおおむね 400 m 以内にあったこと及び昭和 46 年以前に 1 年以上勤務していたこと並びにその確認資料について教示を行った。

申請人 g は、令和 4 年 12 月 20 日、被申請人に対し、救済金の支払を請求した。しかし、被申請人は、令和 5 年 4 月 17 日、申請人 g に対し、j が羽島工場から一定の範囲の周辺に居住したことが確認できなかったことなど、支給要件を満たす資料の提出がないことを理由として、救済金の支払をしなかった。（甲 12～14）

オ 申請人らは、令和 6 年 4 月 17 日、公害等調整委員会に対し、本件責任裁定の申請をした（顕著な事実）。

2 本件の争点

(1) 争点 1

j が、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはばく露したことによって、中皮腫にり患したか（因果関係の存否）

(2) 争点 2

改正大防法 25 条 1 項の責任の成否

(3) 争点 3

損害

3 当事者の主張

(1) 争点 1（j が、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはばく露したことによって、中皮腫にり患したか）について

ア 申請人らの主張

(ア) j は中皮腫にり患して死亡しており、中皮腫は石綿ばく露による特異

性疾患であることからすると、j が石綿にばく露したことは明らかである。

- (イ) 石綿ばく露による中皮腫については、職業ばく露以外にも工場近隣住民での発症事例が相次いで報告されている。羽島工場では、昭和18年の操業開始以降、クロシドライト、アモサイト及びクリソタイルを含有する製品を製造していたが、昭和47年当時、被申請人全体の石綿含有製品等（売上高約248億円）のうち、羽島工場において約2割の生産量を占めるなど、大量の石綿を使用していた。また、羽島工場では、令和4年度の累計で、129件の石綿ばく露作業による労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）の支給決定又は石綿救済法支給決定がなされている。それにもかかわらず、昭和46年以前は、従業員の防じんマスクでの対応にとどまり、石綿粉じんの発生源対策や工場外への飛散防止対策は取られておらず、昭和47年以降も、局所排気装置、集じん装置などの整備を行ったとされるが、石綿粉じんの発生源対策や工場外への飛散防止対策が極めて不十分であったことに変わりはない。

なお、被申請人は、昭和45年9月の時点で、羽島工場内においては、当時の許容濃度であった「 $2\text{ mg/m}^3 = 3.3\text{ f/cm}^3$ 」を下回っていた旨主張するが、そもそも上記主張の根拠となる測定結果が信用できないし、仮に信用できるとしても、石綿粉じんの濃度規制が厳格化していった経緯等を踏まえると、上記許容濃度は高すぎる値であり、これを下回っていたとしても、近隣住民に健康被害をもたらす危険があったことは明らかである。

- (ウ) 実際、石綿健康リスク調査では、羽島市において、職業ばく露歴等がない者についても、高確率において胸膜プラークの所見が認められること、羽島工場から近距離（500m以内）の居住歴がある者には、遠距離の居住歴がある者と比較して、より高確率で胸膜プラークの所見が認

められたこと等が明らかとなっている。

また、機構によるアンケートの集計結果によれば、羽島工場の周辺、特に q 紋工所のある a a 町では、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患を発症した人が多数確認されている上、100万人当たりの被認定者数につき、羽島市は岐阜県内の羽島市以外の市町村と比べて約4.8倍であったこと、羽島市に居住歴のある被認定者の石綿ばく露分類別の人数は、「環境ばく露・不明」が最多であり、全体の約61%を占めることが明らかとなっている。

そもそも被申請人自身が、「工場周辺住民等」を対象とする救済金の制度を設立し、少なくとも昭和46年までは石綿粉じんの発生防止措置や、外部への飛散防止措置が不十分であったことを前提に、羽島工場からおおむね400m以内の住民等の健康被害に対する責任を認めていた。

これらの点を踏まえると、羽島工場では、その周辺で居住したり、勤務したりしていた者に健康被害を生じさせる危険性が認められるほどの多量の石綿粉じんを周辺に飛散させていたといえる。

- (エ) j は、昭和41年頃から昭和54年頃の約13年間、羽島工場から直線距離で約300mから約350mの距離にある q 紋工所の作業場内において織物のデザイン・意匠の製図や、紋紙を作成する作業に従事していた。すなわち、j は、毎朝出勤し、基本的には午後6時まで、繁忙期には午後9時までの間、冬以外は窓を開け放った状態の作業場において作業をしており、これを踏まえると、日中に外に働きに出ている者を多数含む羽島工場近隣の居住者と比較して、むしろ、石綿粉じんのばく露時間は長く、ばく露量は多かったといえる。j が q 紋工所で稼働していたことについては、j が生前に石綿救済法に基づく給付金の申請をした際、j 自身が作成したアンケート（甲10）において、昭和41年から昭和54年まで q 紋工所で勤務していたと記載していることや、q 紋工

所の創業者の息子である a b を含む各陳述書の内容等からも明らかである。したがって、j は、長期間にわたり、羽島工場の近くの作業場において仕事に従事し、石綿粉じんにはばく露したといえる。

- (オ) 他方で、j が、羽島工場から排出された石綿粉じん以外に、石綿にはばく露する可能性はなかった。すなわち、q 紋組織店や q 紋工所では、石綿製品の取扱いは一切なかった。また、羽島工場を除き、j が仕事に従事していた p 紋工所、q 紋工所及び r 紋工所の付近や、j が出生してから死亡するまでの間の居住場所付近において、周辺住民等に石綿粉じんによる健康被害を及ぼす規模で石綿を取り扱っていた施設はない。

被申請人は、a c 鉄工所からの石綿粉じんにはばく露した可能性を指摘するが、j が p 紋工所で勤務していた当時、a c 鉄工所では、織機ではなく、ジャガードの製造のみを行っており、養生布も使用していなかったのであるから、j が、a c 鉄工所からの石綿粉じんにはばく露した可能性は全くない。さらに、被申請人は、j が居住又は稼働していた土地の周辺には、典型的な石綿取扱事業場がある旨主張するが、被申請人が指摘する事業場はいずれもこれまでに石綿ばく露作業による労災保険法や石綿救済法の支給決定が全くなされておらず、その周辺で居住又は稼働していた j の健康に影響を与える程度の石綿粉じんを飛散させていた可能性は極めて乏しいというべきである。

- (カ) なお、被申請人は、a d 名誉教授作成の鑑定意見書（以下「a d 鑑定意見書」という。）を提出するが、a d 鑑定意見書は、①疫学的証明の適用対象は、集団的因果関係に限定され、個別的因果関係の認定に用いることはできないこと、②疫学的証明を原因因子の「到達の因果関係」の証明に利用することは許されないことを前提とした立論であり、その前提を欠いた独自の見解に基づくものであり、本件における証拠の内容及び立証構造と証拠の評価を正解しないものである。

- (キ) 以上によれば、j は、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはく露し、悪性胸膜中皮腫にり患し死亡したといえる。

イ 被申請人の主張

- (ア) 被申請人は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）が制定された昭和47年以前にも衛生対策を徐々に進めており、羽島工場内の粉じん濃度は、昭和45年9月時点において当時の許容濃度 2 mg/m^3 （1日8時間ばく露してもほとんどの者に健康上の影響が生じないといえる程度）を上回る箇所はなく、最大値は「シリカライト仕上工場」における 1.94 mg/m^3 （ 32 f/cm^3 相当）であった。しかも、「シリカライト仕上」作業の粉じん中の石綿含有割合が0.51%であったことを考慮すると、実際の石綿粉じん濃度は、 1.94 mg/m^3 よりも相当低いものであった。この点、後述のとおり、j の居住場所や稼働先の周辺に自動車整備工場が存在しているが、自動車整備工場におけるブレーキライニングの切断作業により平均 37.3 f/cm^3 の石綿粉じんが発生することと比較しても、羽島工場における石綿粉じん濃度は、かなり低いものであったといえる。さらに、羽島工場における労災保険法支給決定等の件数についても、その判断において、羽島工場周辺の石綿粉じんの飛散状況を勘案しているわけではないから、これをもって、当然に周辺住民への健康被害が及ぶということとはできない。

なお、羽島工場では、昭和46年でクロシドライトの取扱いが中止されており、昭和47年に施行された改正大防法25条1項の責任を考える上で、クロシドライトの影響を考慮することはできない。

- (イ) 申請人らが指摘する石綿健康リスク調査は、羽島工場周辺の胸膜プラークの有所見率を明らかにしているが、胸膜プラークの有所見率と中皮腫・肺がんの発症率は別個の問題であるから、胸膜プラークの発症状況をもって、中皮腫の因果関係を評価することは許されない。また、石綿

健康リスク調査については、その対象者の大半が昭和40年以前からの居住者であるため、昭和41年以降の環境を示す調査結果とはいえないこと、胸膜プラークの有所見者のプロット図には、500mを超えた箇所の幹線道路沿いとみられる場所にも、線状になった有所見者の集積があり、羽島工場からの石綿飛散との関連性の強さを示す同心円状の分布になっていないことなども指摘することができる。

さらに、機構による調査に基づく申請人らの主張については、jが稼働を開始したとされる昭和41年以前に居住を開始した者のデータが混在しており、jの稼働時の状況を示すものではないこと、肺がんに関して喫煙歴がコントロールされていないこと、「環境ばく露・不明」との分類を環境ばく露として論ずることはできないことなど、上記調査における患者数を基に信頼に値する統計学上の考察を導くことはできないというべきである。

(ウ) 被申請人の周辺住民救済金制度の趣旨は、あくまで被申請人が過去に取り扱った石綿と周辺住民の疾病との因果関係及び被申請人からの石綿の飛散状況について、明確な裏付けがなくても石綿取扱企業の社会的・道義的責任を果たして救済金を支払うという考え方に基づくものにすぎず、400mという距離条件を設けた趣旨は、被申請人において工場の敷地境界レベルを超える粉じん濃度（最大で 0.5 f/cm^3 ）を想定してシミュレーションした結果、バックグラウンド濃度までの減衰距離が200m以下と試算されたことと、yの同趣の制度が1km以内を対象としていること、周辺住民との近隣関係の維持等を総合的に考慮して、政策的に設定したものであって、法的因果関係とは無関係である。

(エ) 仮にjが羽島工場から300mから350m程度離れた場所にあるq紋工所（q紋組織店）で常時稼働していたとしても、石綿粉じんのばく露時間及びばく露量は、一般的に羽島工場の近隣の居住者の3割にとど

まるから（8時間×6日／24時間×7日≒28.5％）、jについて、居住歴を有する者と同様に取り扱うことは間違いである。

- (オ) jのこれまでの居住地や稼働先の周辺には典型的な石綿取扱事業場である自動車整備工場、鉄工所、製紙工場、スレート工場等が多数認められる。特にjが住み込みで働いていたp紋工所の周辺には石綿含有製品を製造していたことが確認されているスレート工場が所在していたし、q紋工所やr紋工所の周辺にも高濃度の石綿粉じんが飛散する可能性がある作業を行っていた自動車整備工場が複数所在していた。なお、労災保険法等の支給決定は、事業場周辺の石綿粉じんの飛散状況の有無を考慮していないから、労災保険法支給決定がないことだけでは、当該事業場の周辺において石綿粉じんの飛散の可能性が低かったということとはできない。

また、jは、昭和34年から昭和41年までの間、ac鉄工所の敷地内に居住していたが、ac鉄工所では、典型的な石綿含有製品であるブレーキ材が使用されており、このブレーキ材を使用したり、加工したりすることにより石綿粉じんが発生、拡散する状況にあったのであるから、jが勤務時間をはるかに超えた傍職業性ばく露を受けていたことは否定し難い。

これらの点を踏まえると、jが羽島工場以外の他の原因により、石綿粉じんにばく露した可能性は否定できない。

- (カ) ad鑑定意見書が述べるとおり、疫学的証明は、集団的因果関係を対象とするものであるから、個別的因果関係の証明に用いることはできず、さらに、「疾病の因果関係」とは区別された原因因子の「到達の因果関係」の証明に利用することも許されない上に、他原因の不存在についても、申請人らにおいて高度の蓋然性の程度まで証明責任を負うから、本件における申請人らの立証は不十分というべきである。

(キ) 以上を踏まえると、j は、羽島工場からの石綿粉じんへのばく露によって、中皮腫にり患したとはいえず、因果関係は否定されるべきである。

(2) 争点 2（改正大防法 25 条 1 項の責任の成否）について

ア 申請人らの主張

改正大防法 25 条 1 項に基づく損害賠償請求については、附則 2 項本文より、同法が施行された昭和 47 年 10 月 1 日以降に生ずる損害について適用があるところ、同項ただし書より、本件においては、同日より前の粉じんの排出によって損害が生じたことについては、被申請人が立証責任を負う。

j は、同日以降においても、少なくとも約 7 年間にわたり、q 紋工所での業務を続け、羽島工場から飛散した石綿粉じんにばく露し続けていた。このような石綿粉じんの継続的なばく露は、胸膜中皮腫を発症させるに十分なものである。これに加え、胸膜中皮腫の潜伏期間は、平均 40 年程度と非常に長いとされており、j が q 紋工所における勤務から 40 年程度経過してから胸膜中皮腫に発症していること、法施行日以降に羽島工場における石綿粉じんの飛散防止対策が飛躍的に進展したとは認められないことを踏まえると、j の中皮腫の原因が、同日より前に排出された石綿粉じんにあったと認めることはできない。

イ 被申請人の主張

争う。本件の裁定の対象は、改正大防法 25 条 1 項に基づく損害賠償請求であり、昭和 47 年 10 月 1 日以降の排出に限られる。

(3) 争点 3（損害）について

ア 申請人らの主張

j は、悪性胸膜中皮腫にり患し、これにより死亡した。j の肉体的・精神的苦痛は極めて甚大であり、これに対する慰謝料は少なくとも 3000 万円は下らない。また、申請人らは、本件の手続の遂行に当たり弁護士に

委任しているから、上記損害額の１割に当たる３００万円の弁護士費用が損害として生じている。したがって、申請人らは被申請人に対して３３０万円の損害賠償請求権を有している。

イ 被申請人の主張
争う。

第３ 当裁定委員会の判断

１ 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠（特記のない限り、枝番号を含む。）及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 羽島工場における石綿粉じんの飛散状況等

ア 羽島工場による石綿の使用状況等

(ア) 被申請人は、羽島工場、t 工場、s 工場等で石綿含有建材等を製造し、全国各地の支店、営業所等を通じて販売してきた。昭和４７年における被申請人の会社全体の１年間の「製品商品売上高」は約１４５億円、「完成工事高」は約１０３億円に達し、被申請人の全工場に占める羽島工場の生産比率は、昭和４２年下期（昭和４２年１０月から昭和４３年３月まで）が２１．９％であり、昭和４３年上期（昭和４３年４月から昭和４３年９月まで）が２０．８％であった。（甲７０、審問の全趣旨）

(イ) 羽島工場では、クロシドライトを含むグランドパッキン、アモサイトを含むケイ酸カルシウム保温材、ケイ酸カルシウム板２種、ケイ酸カルシウム板１種、船舶用ケイ酸カルシウム耐火材、クリソタイルを含むグランドパッキン、渦巻き形ガスケット、ケイ酸カルシウム板１種、ケイ酸カルシウム床板、船舶用ケイ酸カルシウム耐火材及び絶縁品を製造していた。各種石綿の使用期間は以下のとおりである。

a クロシドライト 昭和２３年から昭和４６年末まで

b アモサイト 昭和１８年から平成３年まで

c クリソタイル 昭和23年から平成15年まで

羽島工場では、昭和45年4月当時、アモサイトあるいはクリソタイルを10%から20%含有する軽量石綿ケイ酸カルシウム板であるアスベストラックスだけでも少なくとも月産8万5000枚、595トンを生産していた。（以上につき、甲18、19、70、乙13）

(ウ) 昭和45年当時、羽島工場には、石綿を取り扱う作業場（部門）として、シリカライト仕上工場（昭和43年に自動化ラインの新工場が完成）、シリカライト混合場、アスベストラックス仕上工場、アスベストラックス混合場、アスベストフロー作業場、マリンボード成型場及び絶縁品仕上場があった（乙11）。

(エ) 被申請人作成の社内報「アスベスト」（70年〔昭和45年〕11月、80号）には、被申請人が、同年9月に羽島工場内の各部門でデジタル粉じん計により粉じん濃度を測定した結果として、以下のとおり掲載されていた（単位は mg/m^3 ）。

	最大値	最小値	平均値
シリカライト仕上工場	1.94	0.40	0.94
アスベストラックス仕上工場	1.02	0.12	0.33
アスベストラックス混合場	0.96	0.09	0.38
アスベストフロー作業場	0.82	0.22	0.38
シリカライト混合場	1.68	0.43	0.92
マリンボード成型場	1.83	0.13	0.41
絶縁品仕上場	0.57	0.31	0.43

（以上につき、乙11）

イ 羽島工場における石綿粉じん対策及び従業員の健康被害の発生状況

(ア) 石綿粉じん対策

従業員に対する石綿粉じん対策として、昭和46年以前は、防じんマスクでの対応が主であったが、特化則が制定された昭和47年以降は、局所排気装置、集じん装置などの整備が行われた。他方で、少なくとも

本件で問題となっている昭和５４年頃までの間に石綿粉じんの発生源対策や工場外への飛散防止対策が行われたことはうかがわれない。（甲１９、審問の全趣旨）

(イ) 従業員の石綿による健康被害の発生状況について

a 経済産業省は、石綿を含有する製品を製造していた企業における従業員等の健康被害及び石綿製品の生産の実態を緊急に把握し、関係省庁の取組に資することを目的に、平成１７年７月１５日、石綿含有製品の製造企業に情報提供を要請し、その結果を公表した。この調査によれば、羽島工場における石綿疾病者数は、以下のとおりであった。

- (a) 中皮腫 １０名（うち死亡者数９名）
- (b) じん肺 １０名（うち死亡者数８名）
- (c) その他 １３名（うち死亡者数１２名）
- (d) 合計 ３３名（うち死亡者数２９名）

（以上につき、甲７６）

b 羽島工場に勤務していた従業員について、令和４年までの間に合計９３件の石綿ばく露作業による労災保険法又は石綿救済法の支給決定が行われた。疾病ごとの内訳は以下のとおりである。

労災保険法支給決定

- (a) 肺がん ３６件（うち死亡１３件）
- (b) 中皮腫 ３４件（うち死亡１９件）
- (c) 石綿肺 １７件（うち死亡３件）
- (d) その他 ２件（うち死亡１件）

石綿救済法支給決定

肺がん ４件

（以上につき、甲２０、５５）

(2) j の稼働歴及び勤務内容等

ア p 紋工所について

- (ア) j は、昭和 35 年 1 月から昭和 42 年 4 月まで、p 紋工所に住み込みで勤務し、紋紙（織機の動きを制御するために用いられるパンチカード状のもの）の製作に従事した。紋紙の製作には石綿及び石綿含有製品を用いることはなく、他に p 紋工所において、これらが取り扱われることはなかった。（甲 56、63、64）
- (イ) j が p 紋工所に勤務していた当時、p 紋工所と同一の敷地内に a c 鉄工所があった。a c 鉄工所では、当時、柄物の織物を織るために織機と連動して紋様形成のための制御を行う機械である「ジャガード」の製造・販売・設置を行っていたが、織機自体の製造は行っていなかった。ジャガードの部品は、いずれも鋳物でできており、石綿は含有していない。ジャガードの部品を工作機械で切断したり、削ったりすることはあったが、その際に溶接作業をすることはなかった。架台を製造する際に、一部溶接作業をすることはあったが、飛び散る火花も少量のため養生布を使用することはなかった。（甲 61、63、64）
- (ウ) p 紋工所の周辺には、鋳造所や製紙工場等のほか、複数のスレート工場が所在しており、その中には、p 紋工所から北西側に直線距離で約 230 m 離れた場所に、a e 株式会社のスレート工場（a f 工場）が所在していた（甲 38～40、乙 7、8）。

イ q 紋工所について

- (ア) j は、p 紋工所を退所後、昭和 42 年頃から昭和 54 年頃までの間、q 紋組織店に就職し、q 紋工所の屋号で、織物のデザイン・意匠の製図や、紋紙の作成等の作業をしていた。j は、毎日、午前 8 時頃から午後 6 時頃まで稼働していたが、繁忙期には午後 9 時頃まで稼働することがあった。j が作業をしていた建物には冷房設備がなかったため、j が主に作業をしていた部屋の窓は冬以外の時期は開けられていた。j の作業

に石綿及び石綿含有製品を用いられたことはなく、他に q 紋組織店や q 紋工所内において、織機等の石綿が含まれる可能性のある機器を用いた作業が行われることはなかった。

これに対し、被申請人は、j が q 紋工所（q 紋組織店）において常時稼働していたことを示す客観的な証拠に乏しく、これを認めることはできないなどと主張する。しかし、j が昭和 40 年代前半から昭和 54 年頃まで r 紋工所で毎日朝から夜まで勤務していたことについては、j の妻である申請人 e や q 紋組織店で稼働していた a b も陳述書（甲 27、57）において述べている上、p 紋工所の同僚であった a g も陳述書（甲 63）において、同様の事実を述べている。これらの陳述書については、記載内容に特段不自然な点はなく、特に a b や a g は q 紋工所における j の業務内容について具体的に述べており、あえて虚偽の事実を述べる理由もないから、信用し得る。さらに、j は、平成 30 年 7 月頃に石綿救済法に基づく給付金の申請をした際に、アンケート（甲 10）に必要事項を記入し、機構に提出しているが、このアンケートには、職歴欄の在籍期間について、「昭和 41 年～54 年」、所属した事業所について、「q 紋工所」と記載されている。このアンケートは、被申請人に対して金銭の支払を求める以前に作成されたものであるし、「近くに石綿取扱施設」の欄のうち「有」に丸を付けた横に「?」、「直線 500 m くらい」などと記載しており、正直に回答したことがうかがえるから、在籍期間の正確な年数は措くとしても基本的に信用できるといえる。加えて、被申請人からはこれに反するような証拠の提出もないこと（j は、q 紋工所に在籍中、厚生年金保険に加入していなかったが（甲 56）、当時、小規模の事業所において、厚生年金保険に加入していないことも珍しくなかったから、これをもって直ちに j が q 紋工所において常時稼働していた事実を否定することはできない。）からすると、j の q 紋工所にお

ける勤務の状況について、上記に認定したとおり認めることができる。

(以上につき、甲 10、27、56、57、63、69)

- (イ) q 紋工所から北東側に数十メートル離れた場所には、「ah」という自動車の整備業を営む事業所があった(甲 34)。

ウ r 紋工所について

- (ア) j は、昭和 54 年頃に q 紋工所から独立して r 紋工所を設立し、平成 20 年頃まで、紋紙の製作等の仕事に従事していた。r 紋工所において、石綿や石綿含有製品が取り扱われることはなかった。(甲 10、57)

- (イ) r 紋工所の周辺には、r 紋工所から南側に約 170 m 離れた場所に「株式会社 aj」が、北東側に約 320 m 離れた場所に「ak」という自動車解体作業場が、北側に約 620 m 離れた場所に「an」という自動車整備工場があった(乙 9、審問の全趣旨)。

(3) 岐阜県における石綿取扱施設等について

ア 機構は、平成 22 年、「石綿製品製造・加工工場一覧(2010 年暫定版)」(以下「石綿工場一覧表」という。)を作成した。石綿工場一覧表には、岐阜県における石綿製品製造・加工工場のうち、羽島市に所在するものとして、羽島工場及び ap 株式会社が運営する aq 工場が記載されていたほか、上記(2)ア(ウ)の af 工場についても記載がなされている。これによれば、af 工場の確認操業期間は昭和 25 年から昭和 47 年まで、製造石綿製品は石綿パイプ等、年間の石綿使用量(昭和 32 年)は 66 トンとされていた。また、aq 工場の確認操業期間は、始期は不明で、終期は平成 4 年、製造石綿製品が石綿含有建材ボードとされていた。なお、上記 aq 工場は、羽島工場から東側に 1 km 程度離れた場所にあった。

これ以外に上記書面の中に記載されている工場等で、岐阜県羽島市に所在するものはなかった。

(以上につき、甲 24、25、乙 7、審問の全趣旨)

イ 厚生労働省作成の石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表によると、羽島市内に所在していた事業場のうち労災認定等があったのは、a r 株式会社及びa p 株式会社であり、令和 4 年までの間にそれぞれ 1 件ずつ、石綿ばく露作業による労災支給決定が行われた。このうちa r 株式会社の事業場は、石綿の取扱いがなく、その従業員は出張先でばく露したとされている。また、a p 株式会社の事業場は、石綿紙等を扱っており、その従業員は、肺がんになり患したとされている。なお、a p 株式会社の上記事業場は、羽島工場から南西側に 5 km 程度離れた場所にあった。

上記事業場及び羽島工場を除き羽島市に所在していた事業場等の中に、令和 4 年までの間に石綿ばく露作業により労災保険法又は石綿救済法の支給決定がされた事業場はなかった。また、a f 工場においても、上記支給決定の実績はなかった。

(以上につき、甲 2 4、2 5、5 5、審問の全趣旨)

(4) 石綿健康リスク調査について (甲 2 2、6 7、6 8、7 7～7 9)

羽島市においては、環境省の委託に基づく石綿健康リスク調査として、①平成元年以前に羽島市に居住していた者、②羽島市が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者、③調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者の各要件を満たす者を調査対象者として、応募者に対し、羽島市保健センターにおいて、問診を行い、指定医療機関において胸部 X 線検査、胸部 C T 検査を実施し、一定の所見を有する者について、経過観察を終えた後、その結果を分析・検討し、平成 2 5 年 3 月に平成 2 4 年度報告書を、平成 2 6 年 3 月に平成 2 5 年度報告書を、平成 2 7 年 3 月に平成 2 6 年度報告書をそれぞれ作成した。それぞれの報告書の内容は以下のとおりである。

ア 平成 2 4 年度報告書 (甲 2 2)

(ア) 調査対象者数 7 4 4 名

(イ) 調査対象者 7 4 4 名を環境省指定のばく露歴分類別にみると、次のと

おりであった。

- a 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者 68名
- b 直接ではないが、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者 60名
- c 石綿を家庭内に持ち込むことによりばく露した可能性のある者 104名
- d 職域以外で石綿取扱施設等に立入経験がある者 52名
- e その他ばく露の可能性が特定できない者 460名

(ウ) 調査対象者のうち、石綿関連所見（疑いを含む。以下同じ。）が認められた者は、268名（36%）であった。

(エ) 石綿関連所見が認められた268名のうち、胸膜プラーク（疑いを含む。以下同じ。）が認められた者は267名であった。この267名のうち「その他ばく露歴が特定できない者」は、132名であり、「その他ばく露の可能性が特定できない者」全体の中で、28.7%（132/460）であった。132名のうち125名が昭和44年までに居住を開始した者であった。

(オ) 「その他ばく露の可能性が特定できない者」460名について、羽島市内の居住歴を地図上にプロットしたところ、713箇所になった。この結果は、別紙2のとおりであるところ、このうち羽島工場からおおむね500m以内の居住歴で胸膜プラークが認められた者の割合は、38.9%（147/378）であり、500mを超える居住歴で胸膜プラークが認められた者の割合20.6%（69/335）よりも高かった。

また、胸膜プラークが認められた126名のうち122名に羽島工場からおおむね1000m以内の居住歴があり、このうち114名は500m以内に居住歴があった。1000m以内に居住歴のない4名については、勤務先事業所が羽島工場に隣接していたか、近隣であった者であ

った。

- (カ) 「その他ばく露の可能性が特定できない者」 460名の中に、羽島工場に隣接した工場に勤務していた者が31名であり、そのうち27名に胸膜プラークが確認された。工場と同じ場所にあった寮に居住していた者は22名で、羽島工場から200m以内の寮に居住歴があった者は4名であった。工場内の寮への居住開始時期は、昭和29年以前が5名、昭和30年以降34年以前が11名、昭和35年以降39年以前が5名、昭和45年以降49年以前が1名であった。

イ 平成25年度報告書（甲67）

- (ア) 調査対象者数 733名

- (イ) 調査対象者733名を環境省指定のばく露歴分類別にみると、次のとおりであった。

- a 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者 65名
- b 直接ではないが、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者 59名
- c 石綿を家庭内に持ち込むことによりばく露した可能性のある者 102名
- d 職域以外で石綿取扱施設等に立入経験がある者 50名
- e その他ばく露の可能性が特定できない者 457名

- (ウ) 調査対象者のうち、石綿関連所見が認められた者は、267名（36.4%）であった。

- (エ) 石綿関連所見が認められた267名のうち、胸膜プラークが認められた者は266名であった。この266名のうち「その他ばく露歴が特定できない者」は134名であり、「その他ばく露の可能性が特定できない者」全体の中で29.3%（134/457）であった。

- (オ) 「その他ばく露の可能性が特定できない者」 457名の中で胸膜プラ

ークが認められた134名のうち128名に羽島工場からおおよそ1000m以内の居住歴があり、そのうち116名は500m以内に居住歴があった。1000m以内に居住歴のない6名については、そのうち5名が、勤務先事業所が羽島工場に隣接していたか、又は近隣であった。

ウ 平成26年度報告書（甲68）

(ア) 調査対象者数 709名

(イ) 調査対象者709名を環境省指定のばく露歴分類別にみると、次のとおりであった。

a 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者 61名

b 直接ではないが、職場で石綿ばく露した可能性のある職歴がある者
59名

c 石綿を家庭内に持ち込むことによりばく露した可能性のある者 9
5名

d 職域以外で石綿取扱施設等に立入経験がある者 47名

e その他ばく露の可能性が特定できない者 447名

(ウ) 調査対象者のうち、石綿関連所見が認められた者は、263名（37.1%）であった。

(エ) 石綿関連所見が認められた263名のうち、胸膜プラークが認められた者は261名であった。この261名のうち「その他ばく露歴が特定できない者」は130名であり、「その他ばく露の可能性が特定できない者」全体の中で29.1%（130/447）であった。

(オ) 「その他ばく露の可能性が特定できない者」447名の中で胸膜プラークが認められた130名のうち129名は羽島工場からおおよそ1000m以内に居住歴があったか、勤務先が羽島工場に隣接、又は近隣であった。

(5) 機構による調査について

ア ばく露状況調査報告書について（甲 6 5、6 6）

（ア）調査目的

本調査は、石綿救済法の衆参両議院における附帯決議において「政府は石綿による健康被害の実態について十分に調査・把握し、本制度の施行に反映させるよう努めること」と定められていることから、石綿救済法に基づき石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及び当該指定疾病に起因して死亡した者と認められた者（以下「被認定者」という。）の職歴や居住歴を把握して、全国的な石綿ばく露の実態を把握し、制度運用に役立てるための調査である。

（イ）調査内容

機構は、石綿救済法 3 条に基づく救済給付を行うための認定を行う際に認定の申請・請求時に居住歴等に関する任意のアンケートを実施し、これに基づき、職歴や居住歴等に関する情報を分類・集計するとともに、全国及び被認定者の多い地域での居住歴の分布状況を把握した。

（ウ）実施方法

a 被認定者リストの作成

石綿救済法の施行から令和 4 年度末まで（平成 1 8 年 3 月 2 7 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで）の被認定者について、アンケート回答の有無、性別、年齢、支給種別（医療費及び未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料、石綿救済法の施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料）、疾病別（中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚）、中皮腫の疾病部位（胸膜、その他）、労災保険法等のその他の法令による石綿健康被害に関する給付に係る認定の有無等の情報を含んだ被認定者リストを作成した。

b 住所別集計

アンケート票の住所（居住地）についての回答内容から、昭和20年から平成元年までの期間に最も長期間居住した市区町村及び政令指定都市を支給種別ごとに集計した。

c 環境省「石綿の健康リスク調査」関連地域におけるばく露分類別集計

昭和20年から平成元年までの期間に羽島市を含む環境省「石綿の健康リスク調査」の第1期（平成18年度から平成21年度まで）関連地域に居住歴がある者について、以下の4つのばく露分類別ごとに集計を行った。

- (a) 直接石綿を取り扱っていた職歴がある者及び直接ではないが職場で石綿ばく露をした可能性のある職歴がある者（職業ばく露）
- (b) 家族に石綿ばく露の明らかな職歴がある者が作業具を家庭内に持ち帰ることなどによる石綿ばく露の可能性のある者（家庭内ばく露）
- (c) 石綿取扱施設の立入り等により、石綿ばく露の可能性が考えられる者。居住室内や事務室等に吹付け石綿が使用されており、屋内環境で石綿ばく露の可能性が考えられる者（施設立入り等ばく露）
- (d) 上記(a)から(c)までのいずれにも該当しないため、石綿ばく露の可能性が特定できない者（居住地や学校・職場等の周辺に石綿取扱施設がある場合を含む。）（環境ばく露・不明）

(d)については、上記(a)から(c)までのいずれにも該当しなかった者を分類した。この中には、石綿工場近くに居住地や職場等があった者も含まれている。

(エ) 調査結果

- a 上記(ウ) b の集計結果のうちばく露歴区分(d)（環境ばく露・不明）の認定疾病別の被認定者数（甲65【96頁、118頁】）について、羽島市と羽島市を除く岐阜県で分け、支給種別を合算したものに人口

(甲 6 6) を加えると、以下の表のとおりとなった(単位は人)。

	中皮腫	肺がん	その他	合計	人口
羽島市	13	3	0	16	64,706
岐阜県 (羽島市を除く)	54	2	0	56	1,847,178

b 上記(ウ) c の集計結果のうち羽島市における認定疾病別の被認定者数

(甲 6 5【130 頁、131 頁】) について、支給種別を合算すると、以下の表のとおりとなった(単位は人)。

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	合計
職業ばく露	9	5	0	1	15
家庭内ばく露	1	0	0	0	1
施設立ち入り等ばく露	0	0	0	0	0
環境ばく露・不明	20	5	0	0	25
合計	30	10	0	1	41

イ 羽島市に居住歴のある者に関するアンケート調査(甲 2 3、2 6)

さらに、申請人ら代理人からの照会に基づき、機構において、平成 1 8 年度から令和 2 年度までのアンケート回答者のうち、昭和 2 0 年から平成元年までの期間に、羽島市に居住歴がある者について、環境ばく露・不明の者の認定疾病別、a a 町及びa s 地区の居住歴ごとの集計を行った結果は、次の各表のとおりである。

(人)

	中皮腫	肺がん	著しい呼吸機能 障害を伴う石綿肺	著しい呼吸機能 障害を伴う びまん性胸膜肥厚	計
対象期間に羽島市に 居住歴がある者	26	10	0	1	37
うち、職業ばく露、家庭内 ばく露、施設立ち入りばく 露を除いた人数	17	5	0	0	22

(単位：人)

		中皮腫	肺がん	著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺	著しい呼吸機能障害を伴う びまん性胸膜肥厚	計
aa町	対象期間に居住歴がある者	16	5	0	0	21
	うち、職業ばく露、家庭内ばく露、施設立ち入り等ばく露を除いた人数	13	3	0	0	16
aa町内のas地区	対象期間に居住歴がある者	8	3	0	0	11
	うち、職業ばく露、家庭内ばく露、施設立ち入り等ばく露を除いた人数	7	2	0	0	9

(6) 労働安全に関する石綿粉じん濃度等に関する規制の経緯

ア 抑制濃度（甲 7 1、乙 1 2、審問の全趣旨）

(ア) 労働大臣（現在の「厚生労働大臣」）は、旧特化則で局所排気装置の義務付けられたことから、昭和 4 6 年 4 月 2 8 日、その性能要件として、局所排気装置のフードの外側における石綿粉じんの濃度が 2 mg/m^3 (3 f/cm^3 相当) を超えてはならないと定めた（昭和 4 6 年労働省告示第 2 7 号）。

(イ) 労働省労働基準局長は、昭和 4 8 年 7 月 1 1 日、都道府県労働基準局長に対し、「特定化学物質等障害予防規則に係る有害物質（石綿及びコールタール）の作業環境中濃度の測定について」と題する通達（同日基発第 4 0 7 号）を発出し、当面、石綿粉じんの抑制濃度を 5 f/cm^3 とするよう指導した。

(ウ) 労働大臣は、昭和 5 0 年 9 月 3 0 日、「特定化学物質等障害予防規則第 7 条第 1 項第 5 号等の規定に基づき、労働大臣が定める性能」（昭和 5 0 年労働省告示第 7 5 号）により、上記 (ア) の告示を改正し、抑制濃度を 5 f/cm^3 に改めた。

(エ) 労働省労働基準局長は、昭和 5 1 年 5 月 2 2 日、都道府県労働基準局

長に対し、「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」と題する通達（同日基発第408号）を発出した。その中で、石綿に係る濃度基準については、関係各国において石綿粉じん濃度の規制が強化されつつあることを踏まえ、局所排気装置の性能を示す抑制濃度を 2 f/cm^3 （クロシドライトにあつては 0.2 f/cm^3 ）とするよう指導することを指示した。

イ 管理濃度（甲71、乙12、審問の全趣旨）

- (ア) 労働省労働基準局長は、昭和59年2月13日、都道府県労働基準局長に対して、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（同日基発第69号）と題する通達を発出し、作業環境測定結果についての評価方法及びこれに基づく事業者の自主的対策の進め方について「作業環境の評価に基づく作業環境管理要領」としてその手順を示した。この中で、局所排気装置による抑制濃度とは別に作業場内のほとんど全ての場所で石綿粉じん濃度を一定の値以下とする規則（管理濃度による規制）を導入することとし、その値を石綿については 2 f/cm^3 （許容濃度に換算すると 0.8 f/cm^3 相当）とした。
- (イ) 労働大臣は、昭和63年に労働安全衛生法が改正されたことに伴い、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）を策定し、これにより、石綿の管理濃度を 2 f/cm^3 （クロシドライトの場合は 0.2 f/cm^3 ）と定めた。

ウ 許容濃度（甲71、乙12）

- (ア) 社団法人日本産業衛生学会（以下「本件衛生学会」という。）は、昭和40年以降、以下の時期ごとに石綿粉じんに係る許容濃度（労働者が有害物質に連日ばく露される場合に健康に有害な影響がほとんどみられない濃度）の勧告値を示した。

a 昭和40年 2 mg/m^3 （ 3.3 f/cm^3 相当）

- b 昭和49年 2 f/cm^3 (クロシドライトについてはこれをはるかに下回る必要があること)
- c 昭和57年 クロシドライトは 0.2 f/cm^3 (クロシドライト以外は従来どおり 2 f/cm^3)
- d 平成13年 クリソタイルは 0.15 f/cm^3 、その他の石綿は 0.03 f/cm^3

(4) 米国産業衛生専門家会議 (以下「ACGIH」という。) は、昭和49年以降、以下の時期ごとに石綿粉じんに係る許容濃度の勧告値を示した。

- a 昭和49年 5 f/cm^3
- b 昭和55年 クリソタイルは 2 f/cm^3 、アモサイトは 0.5 f/cm^3 、クロシドライトは 0.2 f/cm^3
- c 平成10年 0.1 f/cm^3

(7) 大気汚染防止法における特定粉じん発生施設としての規制 (甲67)

平成元年に大気汚染防止法が改正された (平成元年法律第33号。平成元年12月27日施行)。同法では、新たに石綿を「特定粉じん」と定め (同法2条8項、同法施行令2条の4)、石綿製品の製造施設を「特定粉じん発生施設」と定めた上で (同法2条10項、同法施行令3条の2、同別表第2の2)、石綿製品の製造施設と隣地との敷地境界における規制基準 (敷地境界基準) として、石綿製品の製造施設の敷地の境界線における大気中の許容限度を 10 f/L と定めた (同法18条の5、同法施行規則16条の2)。

(8) 周辺住民救済金制度創設の経緯

ア 平成17年6月、yが、w市にあった旧z工場の周辺住民における石綿被害を公表した後、被申請人も、同年7月にyと同様に周辺住民の石綿被害を公表し、住民説明会を開催したが、住民から飛散した石綿がどこまで飛んでいくのかシミュレーションして欲しいとの要望を受け、シミュレー

ションを行った。すなわち、大気中に飛散した石綿がどこまで届くかについては、地面に落下した石綿が風に巻き上げられて再飛散するため、届く距離を明言することはできないとされているものの、厚生省が作成した「最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究（平成元年３月）」（以下「厚生省研究」という。）に、発生源から１５０ｍから２００ｍ程度離れば、発生源風上側のバックグラウンド濃度に戻ると記載されていた。もっとも、この調査では、発生源濃度の最大値は３１f/Lであり、これが極端に高くなった場合の記載がなかったため、被申請人において、同調査における測定データを基に発生源濃度（x）と距離減衰率（y）との間の回帰式「 $y = 0.0078x - 0.0053$ 」を求めた。これに、発生源濃度を５００f/Lとした上で、バックグラウンド濃度（約２f/L）に戻るまでの距離を算定し、１３０ｍでバックグラウンド濃度になることが示されたが、他の要因等の影響を考慮し、１５０ｍから２００ｍまででバックグラウンド濃度に拡散希釈されると結論付けた。（乙６、１６～１８、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、yが中皮腫を発症した旧z工場の周辺住民への２００万円の見舞金を支払う制度を設けていたことを受け、yに準じた措置を講じることとし、平成１７年９月、対象範囲を各工場から４００ｍ、昭和４６年以前に１年以上居住していた住民で中皮腫を発症した住民を対象に２００万円の見舞金・弔慰金を支給する制度を設けた。この距離要件の４００ｍは、前記シミュレーションを前提に念のため約２倍の距離を対象として定められた。（乙１８、審問の全趣旨）

ウ yは、平成１７年１２月に従前の見舞金の制度を従業員への補償金並みの水準に引き上げて救済金を支払う方針を示した。上記救済金の金額は、最高額が４６００万円、最低額が２５００万円であり、支給の要件のうち距離と期間については、①旧z工場が石綿を使用していた昭和２９年から平成７年までの間に、原則として、同工場から１km以内の範囲に１年以上

居住していた者、②上記①に該当しないが、昭和29年から平成7年までの間に、原則として、同工場から1km以内の範囲に所在する職場、学校等に恒常的（1年以上の期間）に生活拠点を持っていた者とされていた。

これを受けて、被申請人は、平成18年5月、「工場周辺住民のアスベスト（石綿）健康障害者およびそのご遺族に対する救済金のお支払いについて」と題する書面を作成し、周辺住民救済金制度を創設した。上記文書には、これまで支払ってきた見舞金・弔慰金の代わりに石綿を扱ってきた企業としての社会的・道義的責任に基づき、石綿救済法とは別に工場周辺住民の石綿健康被害者及びその遺族に対して救済金を支払うこと、救済金額は1500万円から3000万円までであり、この金額が、労災保険法に基づく補償給付を受けた従業員に対して被申請人が支払う特別補償制度に準拠したものであること、救済対象者について、石綿救済法により認定を受けた者であることなど見舞金・弔慰金の支払基準を満たす者であることが記載されていた。なお、被申請人は、距離要件について、前記シミュレーションを前提にyが1km以内を対象としていること、上記見舞金制度で既に400mを距離要件としてきたことなどを勘案の上、400mを維持した。

（以上につき、甲12、乙19～21）

2 争点1（jが、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはばく露したことによって、中皮腫にり患したか）について

(1) jは、悪性胸膜中皮腫にり患し、これにより死亡したものであるが、中皮腫の大半は石綿ばく露を原因とする疾患であり、本件において、石綿ばく露以外の原因をうかがわせるような事情は認められないから、jは、石綿にはばく露したことにより中皮腫を発症したと認められる。

そこで、以下では、jが、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはばく露したことによって、中皮腫にり患したか否かを検討する。

(2) 羽島工場からの石綿粉じんの一般環境大気への飛散可能性について

ア 昭和４７年当時の被申請人の会社全体における製品売上高は、年額１４５億円であり、昭和４２年から昭和４３年にかけて、被申請人の全工場に占める羽島工場の生産比率は約２０％であったことから（認定事実(1)ア(ア)）、羽島工場では、j が q 紋工所に勤務していた期間を通して相当規模の石綿含有製品を製造していたものと推認される。

イ 羽島工場では、昭和４６年にクロシドライトの使用を中止したが、昭和４７年以降もクリソタイルのみならず、クリソタイルよりも１０倍から１５倍程度毒性が強いとされるアモサイトを使用し、ケイ酸カルシウム保温材、ケイ酸カルシウム板などの石綿含有製品を生産していた（認定事実(1)ア(イ)）。羽島工場における年間の石綿使用量に関する証拠はないが、アモサイトあるいはクリソタイルを原料とし、石綿含有率が１０％から２０％のアスベストラックスの生産量は、昭和４５年当時、月産５９５トンにも及んだことからすると（認定事実(1)ア(イ)）、羽島工場では、アスベストラックスだけでも年間７００トンから１４００トン（５９５トン×１０％×１２か月～５９５トン×２０％×１２か月）に及ぶアモサイト等の石綿原料を使用していたことがうかがえる。羽島工場においては、昭和４３年にアモサイトを含むケイ酸カルシウム保温材であるシリカライトの自動化ラインの新工場が完成し、製造を行っていたほか、多種類の石綿含有建材を製造しており（認定事実(1)ア(イ)(ウ)）、アスベストラックスは羽島工場における主力製品の一つにすぎず、また、甲第７０号証（１１１頁）により認められる当時の被申請人の会社全体の製品別生産比率に照らしても、実際には、羽島工場では、上記の数倍に及ぶ少なくとも数千トン規模の石綿原料を使用していたものと推認される。

ウ 羽島工場で勤務していた従業員における石綿粉じんばく露による被害の状況をみると、平成１７年時点で、中皮腫を発症した者が１０名（うち死亡者数９名）、石綿肺（じん肺）を発症した者が１０名（うち死亡者数８

名)、その他の石綿関連疾患を発症した者が13名(うち死亡者数12名)確認されており(認定事実(1)イ(i)a)、また、令和4年までの間に石綿ばく露作業による労災保険法の支給決定又は石綿救済法の支給決定が合計93件(労災保険法支給決定については、肺がんが36件(うち死亡が13件)、中皮腫が34件(うち死亡が19件)、石綿肺が17件(うち死亡が3件)、その他が2件(うち死亡が1件)であり、石綿救済法支給決定については、肺がんが4件であった。)にも及んでいる(認定事実(1)イ(i)b)。

エ さらに、羽島工場においては、昭和47年以降、局所排気装置、集じん装置等の整備を行ったことは認められるものの(認定事実(1)イ(ア))、少なくとも本件で問題となる昭和54年頃までの間に、外部への飛散防止措置が取られたことはうかがえない。

オ これらの事実によれば、羽島工場では、改正大防法が施行された昭和47年以降もアモサイトを含む石綿含有製品を大量に生産し、その際に使用される石綿原料も少なくとも年間数千トンに及ぶものであり、実際にも羽島工場において飛散していた石綿粉じんによって、多数の従業員に石綿関連疾患が発症している一方、羽島工場において、外部への飛散防止措置についての対策が行われたことはうかがえないから、羽島工場において大量に発生した石綿粉じんが継続的に一般環境大気に飛散していた可能性は否定できない。

カ 以上に対し、被申請人は、羽島工場内における石綿粉じん濃度は、昭和45年9月時点において、最大値が「シリカライト仕上工場」における1.94 mg/m³であり、当時の許容濃度2 mg/m³を上回る場所はなく、しかも、「シリカライト仕上」作業の粉じん中の石綿含有割合(0.51%)を加味すると、実際の石綿粉じん濃度は、1.94 mg/m³よりも相当低かった旨主張する。

しかし、そもそも許容濃度については、本件衛生学会において、昭和40年に 2 mg/m^3 (3.3 f/cm^3 相当)と定められて以降、昭和49年に 2 f/cm^3 (クロシドライトについてはこれをはるかに下回る必要があること)、平成13年にクリソタイルは 0.15 f/cm^3 、その他の石綿は 0.03 f/cm^3 と厳格化しており、また、ACGIHにおいても、昭和49年に 5 f/cm^3 という勧告値を示して以降、本件衛生学会と同様に厳しい数値を勧告として示すに至っている上、労働大臣は、告示において、昭和50年に抑制濃度を 5 f/cm^3 と定め、昭和63年に管理濃度を 2 f/cm^3 と定めている。このように労働安全面での石綿粉じん濃度については、石綿関連疾患に関する知見の集積に伴い被申請人が主張する値よりも相当程度厳格な基準が示されており、これに加え、中皮腫の発症には閾値がないとされていることも踏まえると、当時の羽島工場の石綿粉じん濃度が当時の許容濃度である 2 mg/m^3 を下回っているからといって、それだけで直ちに羽島工場から飛散した石綿粉じんについて、石綿関連疾患の発症リスクがなかった、又は小さかったなどとはいえない。

さらに、被申請人が粉じん中の石綿含有割合を主張する点については、上記の測定結果が掲載されている被申請人作成の社内報「アスベスト」(乙11)には、粉じん測定方法は、①デジタル粉じん計による方法、②ろ過装置による方法、③油紙に粉じんを付着させ、顕微鏡でアスベストファイバーの数を計数するメンブランフィルター法があり、①は取扱いが簡単で短時間で測定できることから、②及び③で調べた結果と①で測定した結果との相関関係を調べて①のみの方法で測定したと記載されており、石綿の繊維の本数との関係を確認した上で、粉じん濃度の測定値を算出している上に、そもそも職場における労働安全の関係で、当時の石綿粉じん許容濃度である 2 mg/m^3 (3.3 f/cm^3)を念頭に置いて測定がなされていることに照らして、この測定結果は石綿粉じん濃度を測定したものと考えられるから、

これに石綿含有割合を乗じて石綿粉じん濃度が相当低かったとする被申請人の主張は失当である。その上で、羽島工場において石綿粉じんを外部に飛散させていた危険性の有無を考えるに当たっては、羽島工場内での石綿粉じん濃度だけでなく、羽島工場では、前記イのとおり年間数千トンに及ぶ石綿原料が使用されていたことから想定される石綿粉じんの発生総量も勘案する必要があるというべきである。

よって、被申請人の上記主張は採用することができない。

(3) 石綿健康リスク調査及び機構による調査

ア 石綿健康リスク調査

石綿健康リスク調査の平成24年度報告書によると、調査対象者744名中、職業ばく露、家庭内ばく露及び石綿取扱施設への立入経験がなく、ばく露歴の可能性が特定できない者、すなわち、職業性ばく露の認められない者460名のうち胸膜プラークが認められた者は132名であり、その割合は28.7%（132/460）であった。胸膜プラークが認められた132名中の126名についてみると、122名については、羽島工場からおおよそ1000m以内の居住歴があり、そのうち114名については、500m以内に居住歴がある上、1000m以内に居住歴がない4名についても、勤務先事業所が羽島工場に隣接あるいは近隣であった者であり（認定事実(4)ア(ア)～(オ)）、職業性ばく露歴の認められない調査対象者のうち胸膜プラークの認められた者のほとんどが羽島工場から1000m以内の近接した場所に居住地や勤務地があったといえることができる。しかも、職業性ばく露歴の認められない調査対象者460名の羽島市内の居住歴を地図上にプロットすると、別紙2のとおり713箇所となるが、このうち羽島工場から500m以内の居住歴で胸膜プラークが認められた者の割合は、38.9%（147/378）であるのに対し、500mを超える居住歴で胸膜プラークが認められた者の割合は20.6%（69/335）

であり（認定事実(4)ア(㍑)）、羽島工場から500m以内の居住歴を有していたか否かにより、胸膜プラークの有所見率に偶然によるものとは考え難い差が生じている。職業性ばく露歴の認められない調査対象者中、胸膜プラークの有所見者の占める割合及びこれらの者の大半が羽島工場から1000m以内の居住歴者であることは、平成25年度報告書及び平成26年度報告書においても確認されている（なお、両報告書においては、平成24年度報告書の上記プロット図と対比し得る形のデータの整理は行われていない。）。石綿健康リスク調査の調査対象者は、任意に協力を申し出た者に限られてはいるが、職業性ばく露歴の認められない調査対象者中における胸膜プラークの割合（28.7%）は、一般的な胸膜プラークの有所見者の割合と比較して明らかに高い上に、これらの者のほとんどは羽島工場から1000m以内に居住歴を有し、しかも、羽島工場から500m以内の居住歴を有する者とこれを超える居住歴を有する者との間の胸膜プラークの有所見者率に2倍近くの差が認められることに加えて、胸膜プラークは過去石綿にばく露したことを示す特異性の強い病変であることを踏まえると、少なくとも羽島工場周辺1000m以内においては、通常的一般環境大気よりも多量の石綿粉じんが飛散しており、その濃度は羽島工場に近づくほど高かったことを推認させるに足りるものというべきである。

イ 機構による調査

機構によるアンケート調査によれば、昭和20年から平成元年までの期間に最も長期間居住した市区町村が羽島市である被認定者のうち職業ばく露、家庭内ばく露及び施設立入りばく露を除いたばく露歴が特定できない者、すなわち、職業性ばく露歴の認められない者であって、中皮腫を発症した者が13名であった一方、羽島市を除く岐阜県において、職業性ばく露歴を有しない者のうち中皮腫を発症した者が54名であったことが認められ（認定事実(5)ア(㍑)）、人口10万人当たりの中皮腫の発症率は、羽

島市が岐阜県よりも約7倍と高率であったことが認められる。また、羽島市内に居住歴を有する被認定者でみても、職業性ばく露歴の認められない者であって、中皮腫を発症した者が17名であったが、同市a a町に限定すると、中皮腫を発症した者が13名、さらにa s地区に限定すると、中皮腫を発症した者が7名いたことが認められる（認定事実(5)イ）。羽島市、同市a a町、同町a s地区の人口が、それぞれ、6万5649人、1万4366人、5323人（令和2年国勢調査・小地域集計（主な内容：基本単位区別、町丁・字別人口など）21：岐阜県・表番号1）であり、当該地域に居住歴を有し、職業性ばく露が認められない者であって中皮腫を発症した者と当該地域の令和2年の人口とを対比してみると、羽島工場が所在していた同市a a町a s地区に地域が限定されるにつれて、中皮腫を発症した者の比率が顕著に増加していることが認められる。

以上によれば、羽島工場周辺の一般環境大気中には他の地域と比較しても中皮腫を発症させるに足る高濃度の石綿粉じんが飛散しており、その濃度は羽島工場に近づくにつれて高いものであったことが推認され、これは石綿健康リスク調査とも整合する。

ウ 小括

以上によれば、羽島工場周辺の一般環境大気中には、ばく露によって中皮腫を発症し得るに足る石綿粉じんが飛散していたというべきであるが、両調査結果から推認されるように石綿粉じん濃度は羽島工場からの距離に反比例していること、既に認定した羽島工場の事業活動の内容及び規模、さらには羽島工場の周辺には他に一般環境大気中に広範かつ継続的に石綿粉じんを飛散させる規模を有する石綿取扱施設が存在しないことを勘案すると、羽島工場周辺の一般環境大気中の石綿粉じんの発生源は羽島工場であることは明らかである。

エ 被申請人の主張について

(ア) 被申請人は、石綿健康リスク調査について、①胸膜プラークの有所見率と中皮腫の発症率は別個の問題であるから、胸膜プラークの発症率をもって、中皮腫の因果関係を評価することは許されない、②対象者の大半が昭和40年以前からの居住者であり、昭和41年以降の環境を示す調査結果とはいえない、③有所見者のプロット図には、500mを超えた箇所の幹線道路沿いとみられる場所にも線状になった有所見者の集積があり、同心円状の分布になっていないから、羽島工場が石綿粉じんを飛散させていたということとはできない旨主張する。

しかし、①の点については、中皮腫も胸膜プラークも基本的には石綿粉じんのばく露という共通の原因によって発症するものであるから、羽島工場周辺の住民の胸膜プラークの有所見率が高いという事実は、それだけ羽島工場周辺では石綿粉じんにばく露するリスクが高かったことを意味し（現に胸膜プラークの有所見者は、そうでない者に比べ、中皮腫発症リスクが有意に高いという医学的知見がある（前提事実(4)イ）。）、本件におけるjに発症した中皮腫の因果関係の判断に関連性を有することは明らかである。

また、②の点については、昭和40年の前後で、石綿原料の使用量、石綿含有製品の生産工程、外部飛散防止策等に大きな変化があったとは認められないから、羽島工場の周辺住民等については、同年以降も継続的に羽島工場から飛散する石綿粉じんのばく露を受けていたと推認され、石綿健康リスク調査をjがq紋工所で勤務を開始した昭和42年以降の羽島工場周辺地域の石綿粉じんの飛散状況を示す資料として用いることに支障はない。

③の点については、風向き等の影響を考えると必ずしも胸膜プラークの有所見者が同心円状に広がるとは限らないし、別紙2のプロット図を見ると、羽島工場から500mを超えた幹線道路沿いには、胸膜プラー

クの有所見者だけでなく、それ以外の受診者も多くプロットされているから、幹線道路沿いに胸膜プラークの有所見者が多くいるのは、単に幹線道路周辺に住民が多く居住していたことに原因があるものと思われる。また、羽島工場以外に、羽島市内の幹線道路沿いに石綿粉じんを周囲に飛散させ得る規模の石綿取扱施設の存在はうかがわれないから、幹線道路沿いに胸膜プラークの有所見者が多くいることは、羽島工場からの石綿粉じんの飛散を否定するものではない。

- (イ) さらに、被申請人は、機構による調査についても、①対象者の中に昭和41年以前に居住を開始した者がいるため、jの稼働時の状況を示すものではないこと、②肺がんに関して喫煙歴がコントロールされていないこと、③「環境ばく露・不明」の分類を環境ばく露と扱うことはできないことを指摘する。

しかし、①の点については、上記(ア)で述べたとおり、対象者に昭和41年以前に居住を開始した者がいたとしても、羽島工場では、同年以降も引き続き石綿粉じんを飛散させていたといえるから、機構による調査をjの稼働時の石綿粉じんの飛散状況を示す資料として用いることに支障はない。

また、②の点については、喫煙を直接の原因として発症することではなく、喫煙歴を交絡因子としてコントロールする必要がないと考えられる中皮腫に限った上で、上記イのとおり判断するものである。

さらに、③の点については、機構による調査においては、ばく露歴を可能な限り特定できるように「職業ばく露」、「家庭内ばく露」、「施設立入り等ばく露」などについて、詳細な具体例を提示してチェックさせ、さらにその内容を記載させるなどの形式でアンケートを実施しており、この結果、いずれの項目にも当たらない者が、「環境ばく露・不明」に分類されていることからすると、同分類は一般環境大気の経路による

ばく露が疑われる者が該当するものと考えてことに合理性があるというべきである。

- (ウ) さらに、被申請人は、仮に羽島工場から石綿粉じんを飛散させていたとしても、150 mから200 m離れるとバックグラウンド濃度(2 f/L)まで希釈拡散されると主張する。

既に述べたとおり、被申請人のシミュレーションは、厚生省研究で示された測定地点ごとの発生源濃度と距離減衰率を示すデータを基に回帰式を算出し、それに500 f/Lまでの発生源濃度を当てはめたものであるが、測定データの数が少ない上、外れ値(発生源濃度が31 f/L、距離減衰率が0.234 f/L/mの点)があることから、この値が少し変化するだけで回帰係数の値は大きく変動するため、この回帰式が外的妥当性を有する頑健なモデルであるとは直ちにはいえない。また、上記測定データの発生源濃度の最大値は31 f/Lであり、これを超える数値に上記回帰式を適用した場合、いわゆる外挿の場合の妥当性について、十分な検証は行われていない。しかも、既に述べたとおり、羽島工場内における石綿粉じん濃度は、最大1.94 mg/m³であった可能性があり、これは32 f/cm³(32,000 f/L相当)に相当し、発生源濃度を500 f/Lまでとする上記シミュレーションは実際の発生源濃度を反映しないものであった可能性がある。加えて、地面に落ちた石綿が風に巻き上げられるなどして再拡散される可能性があることも踏まえると、被申請人のシミュレーションは、羽島工場からの一般環境大気中への石綿粉じんの飛散の状況についての前記認定を左右するものではない。

- (4) jのq紋工所における勤務状況

ア q紋工所は、羽島工場から300 mから350 m程度離れた場所に所在したが(前提事実(6)ア)、前記のとおり、羽島工場から半径500 m以内の場所は、羽島工場周辺地域の中でも一般環境大気を經由した石綿粉じん

にばく露するリスクが一段と高い地域といえる。j は、q 紋工所において、昭和 4 2 年頃から昭和 5 4 年頃までの長期間にわたり、毎日、午前 8 時頃から午後 6 時頃まで、冬以外は窓を開けた部屋の中で、作業をしていたのであるから（認定事実(2)イ(7)）、j は、近隣にある羽島工場から飛散した石綿粉じんに長時間にわたりばく露する十分な機会があったと認められる。

イ これに対し、被申請人は、j は、q 紋工所に勤務していたにすぎず、石綿粉じんのばく露時間及びばく露量は、近隣の居住者と比べ、3 割（8 時間×6 日／24 時間×7 日÷28.5%）にすぎないから、j について、居住歴を有する者と同様に取り扱うことはできない旨主張する。

しかし、羽島工場の近隣住民が必ずしも毎日 24 時間にわたり住所地にとどまっていたとは限らず、むしろ、日中や休日に外出する者も多くいたと考えられる。被申請人が主張する上記計算式は、近隣住民が常に家にいるという不自然な事実を前提とするものであるから、これを用いて近隣住民と j のばく露時間・ばく露量を比較することは相当性を欠く。また、羽島工場については、正確な稼働時間は明らかでないが、通常は日中に稼働していたと考えられ、その時間帯に多くの石綿粉じんを周辺地域に飛散させていたといえる。そうだとすると、毎日日中に q 紋工所で稼働していた jの方が、日中に外出していた可能性のある近隣住民よりも、一概に羽島工場からの石綿粉じんのばく露リスクが低かったということとはできない。よって、j について、近隣住民と比較して、羽島工場からの石綿粉じんのばく露時間やばく露量が少ないということとはできず、被申請人の上記主張は採用することができない。

(5) j の中皮腫の発症時期

中皮腫は石綿ばく露開始からおおむね 30 年後から 50 年後に発症するところ（前提事実(4)ア）、j は、昭和 4 2 年頃から昭和 5 4 年頃に q 紋工所に

勤務し、その後、平成30年6月に中皮腫の確定診断を受けた（前提事実(8)ア、認定事実(2)イ(ア)）。jが、q紋工所で勤務していた時期に羽島工場からの石綿粉じんにはばく露したと考えると、石綿粉じんにはばく露してから少なくとも39年以上経過した後に中皮腫を発症したことになる。そうすると、jが羽島工場の石綿粉じんにはばく露したという事実は、中皮腫の一般的な発症時期とも整合していると評価することができる。

(6) 職業ばく露や家庭内ばく露の可能性

ア jは、p紋工所、q紋工所及びr紋工所において勤務をしていたが、既に認定したとおり、いずれの事業所においても石綿原料、石綿含有材料又は石綿含有製品を取り扱っていた事実は認められず、また、jの家族が石綿含有製品等を取り扱っていたり、石綿取扱施設で稼働していたことも認められない（認定事実(2)）。したがって、jが職業ばく露や家庭内ばく露をした可能性は認め難い。

イ これに対し、被申請人は、jは、p紋工所に勤務していた際にac鉄工所の敷地内に居住していたが、ac鉄工所では、典型的な石綿含有製品であるブレーキ材が使用されており、石綿粉じんが発生、拡散する状況にあったのであり、これによりjが職業ばく露した可能性は否定できない旨主張する。

しかしながら、昭和35年以降、ac鉄工所に勤務したat及びjのp紋工所の同僚であり、長く同所で勤務をしたagの各陳述書（甲63、64）は、当時の状況について、被申請人の疑問にも答える形で具体的な供述をしており、不自然あるいは不合理な点はなく、これによれば、ac鉄工所では、jがp紋工所に勤務していた当時、織機と連動して柄物の織物を織るための機械である「ジャガード」を製造・販売・設置していたのであって、織機は製造されておらず、ジャガードにはブレーキ材が使用されていなかったこと（なお、atの陳述書によれば、agの陳述書中の「ジャガード織

機」が「ジャガード」を指すものであることは明らかである。）、a c 鉄工所では、まれに行われる溶接作業の際にも養生布は使用していなかったことは既に認定したとおりであり、a c 鉄工所や p 紋工所に勤務していた従業員において、石綿ばく露作業による労災保険法上の支給決定等がされたことが認められないことから、p 紋工所における職業性ばく露の可能性は否定される。

(7) 羽島工場以外の施設等による一般環境を介したばく露の可能性

ア これまで j は、岐阜県内の複数の居住地に転居し（前提事実(5)）、p 紋工所、q 紋工所及び r 紋工所で勤務をしていたが（認定事実(2)）、羽島工場を除いて、居住地及び勤務地の半径数百メートル以内に、石綿を取り扱ったことを原因として石綿ばく露作業による労災支給決定等が認められた事業所や工場等は無かったし（認定事実(3)イ）、また、a e の工場を除き、石綿工場一覧表に記載された工場等もなかった（認定事実(3)ア）。a e 工場の石綿使用量は、年間にして 66 トンであり、少なくとも年間数千トンに及ぶ石綿を使用していた羽島工場と比較すると圧倒的に少なかったといえるし、上記工場において勤務をしていた従業員において石綿ばく露作業による労災保険法又は石綿救済法の支給決定がなされた実績はないことからして、一般環境大気中に継続的かつ多量に石綿粉じんを飛散させていたとは考え難い。そのほか、羽島工場以外に、j の居住地や勤務地の周辺にある事業所等において、一般環境大気を介して石綿関連疾病を発症させるに足りる程度の石綿粉じんを周囲に継続的に飛散させていた施設の存在をうかがわせる証拠はないから、j が羽島工場以外の事業場等から飛散した石綿粉じんにばく露した可能性は認め難い。

イ これに対し、被申請人は、これまでの j の居住地や稼働先の周辺には典型的な石綿取扱事業場が多数認められる旨主張する。

しかし、被申請人が指摘するいずれの事業場等においても、石綿ばく露

作業による労災保険法の支給決定等が認められたことはうかがわれないし（被申請人は、労災保険法等の支給決定は、事業場周辺の石綿粉じんの飛散状況とは関係がないかのような主張をするが、職業ばく露を理由に労災保険法等の支給決定すら認められていない事業場等が、一般環境に石綿粉じんを飛散させて周辺住民等にのみ被害を及ぼしていたとは考えにくいから、労災保険法等の支給決定がないことは、当該事業場等において石綿粉じんを周辺に飛散させていないことを示す一つの事情ということができる。）、被申請人の主張を裏付けるような的確な証拠はない。

被申請人は、p 紋工所の周辺には、石綿含有製品を製造していたa e の工場が所在していたと指摘するが、前記アのとおり、上記工場の石綿使用量及び従業員に石綿関連疾病による労災保険等の支給実績がないことなどに照らすと、同工場が200m以上離れたp 紋工所まで、一般環境大気を介して、住民に健康被害を生じさせる程度の石綿粉じんを継続的に飛散させていたとは認め難い。

さらに、被申請人は、当時の羽島工場内における石綿粉じん濃度と比較しても高濃度の石綿粉じんが飛散する作業を行っていた可能性のある自動車整備工場がq 紋工所やr 紋工所の周辺にも複数存在していたと主張し、自動車整備工場等における石綿粉じんばく露の危険性を示す証拠（乙10）を提出する。しかしながら、これらは作業場内において問題となるとしても、作業時間や取り扱う石綿量に照らしても、一般環境大気を介してその周辺の居住者等に石綿粉じんのばく露を生じさせるものとは考え難い。そのほか、被申請人が指摘する自動車整備工場において、石綿粉じんを周辺地域に継続的に飛散させていたことを裏付けるような具体的証拠はない。

よって、被申請人の上記主張はいずれも採用することができない。

(8) まとめ

これらを総合すると、以下のとおり判断される。すなわち、j は、悪性胸

膜中皮腫を発症して、死亡していることから、石綿粉じんにはばく露したものと認められる。羽島工場では、昭和40年代以降も年間数千トンに及ぶ大量の石綿原料を使用して、石綿含有建材等を製造しており、作業の過程で発生する石綿粉じんによって、多数の従業員に石綿関連疾患が発症しているが、石綿粉じんの外部への飛散に対する格段の対策は取られておらず、一般環境大気中に継続的に石綿粉じんを飛散させていたことが認められる。石綿健康リスク調査や機構による調査の結果によれば、羽島工場の周辺地域において職業性ばく露歴のない居住者で胸膜プラークや中皮腫を発症させた居住者の率が他地域と比較して格段に高く、特に羽島工場から500m以内の居住歴を有する者における胸膜プラークの有所見者の率はこれを超える距離に居住歴を有する者に比して2倍近く高いことが認められる。他方で、羽島工場周辺で一般環境大気中に継続的かつ大量に石綿粉じんを飛散させ得る規模の石綿取扱施設は羽島工場の他には存在しなかった。そうすると、羽島工場は周辺地域の一般環境大気中に石綿関連疾患を発症させるに足りる石綿粉じんを継続的に飛散させていたことが認められる。jは、昭和42年頃から昭和54年頃までの間、羽島工場から300mから350m程度の距離にあったq紋工所において常勤として、少なくとも日中の時間帯は勤務しており、羽島工場から飛散する石綿粉じんにはばく露する十分な機会があった。他方で、jが、勤務先あるいは家庭内で石綿粉じんにはばく露した可能性は証拠上認められず、また、羽島工場以外の事業場等から一般環境を経由した石綿粉じんにはばく露した可能性も否定されるか、具体的な可能性として想定し得るものではない。以上に加えて、jのq紋工所における勤務時期と同人の中皮腫の発症時期との間に矛盾がないことも勘案すると、jは、羽島工場から飛散した石綿粉じんにはばく露したことにより、中皮腫を発症し、死亡に至ったものと認められる。

なお、ad鑑定意見書中、上記判断に反する一般論及び証拠評価については

採用しない。

3 争点2（改正大防法25条1項の責任の成否）について

(1) 改正大防法25条1項は、工場又は事業場における事業活動に伴う粉じん等の健康被害物質の大気中の排出により人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる旨を定め、その上で、附則1項では、改正大防法の施行日を昭和47年10月1日と定め、同2項本文は、改正大防法25条について、改正大防法の施行後の損害について適用する旨を、同条ただし書は、当該損害が改正大防法の施行前の排出によるものであることを当該排出に係る事業者において証明したときは、当該損害については、なお従前の例による旨をそれぞれ規定する。

(2) 前記2で検討したとおり、jは、昭和42年頃から昭和54年頃までの間、q紋工所において勤務中に、羽島工場から飛散した石綿粉じんに継続的にばく露した。しかるところ、羽島工場では、昭和46年末にクロシドライトの使用を止めたが、その後も毒性の強いアモサイトを含む石綿原料を大量に使用して石綿含有建材等の製造を続ける一方、外部への飛散防止の格段の措置は講じられなかったのであるから、改正大防法が施行された昭和47年10月の前後を通じて石綿粉じんの周辺地域への飛散状況に大きな変化があったとは認められない。jは前記のとおり、q紋工所への勤務期間を通して羽島工場から飛散する石綿粉じんに継続的にばく露して、中皮腫を発症したものであり、ばく露から中皮腫の発症までの期間に照らしても、jが専ら改正大防法の施行前の石綿粉じんへのばく露によって中皮腫を発症したとは到底断じ難く、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

以上によれば、被申請人は、改正大防法25条1項に基づく責任を負うというべきである。

4 争点3（損害）について

(1) j の慰謝料について

胸膜中皮腫は、発症後、初期症状として、息切れ、胸痛、咳等の症状を呈し、進行すると胸痛や咳がひどくなるほか、肺や心臓を圧迫して呼吸困難を伴うことがあり、根本的な治療法はなく、数年以内に死亡に至る非常に予後の悪い疾患である。そして、j は、石綿粉じんへのばく露の自覚のないまま、一般環境大気を経由した石綿粉じん^{しん}にばく露して、悪性胸膜中皮腫を発症して、その確定診断から約 2 年後にこれが原因で 79 歳で死亡したのであって、その精神的・肉体的苦痛は甚大であったといえる。このような事情のほか、本件に現れた一切の事情を斟酌すると、j の死亡に係る慰謝料は、2500 万円とするのが相当である。

その上で、j の配偶者である申請人 e 及び子である申請人 g は、j の損害賠償請求権を遺産分割協議により、それぞれ 2 分の 1 ずつ相続したから、申請人らが相続した損害賠償請求権の額は各 1250 万円となる。

(2) 弁護士費用について

本件事案の内容及び手続経過等に鑑みると、弁護士費用は、申請人らそれぞれにつき、上記慰謝料額の 1 割に相当する各 125 万円とするのが相当である。

(3) 小括

以上によれば、申請人らの損害額は各 1375 万円となる。

なお、遅延損害金の起算点（不法行為の開始時点）は、j が死亡した日である令和 2 年 8 月 27 日とする。

5 結論

以上によれば、申請人らの本件裁定申請は、それぞれ 1375 万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し、その余の部分はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和7年9月18日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁 定 委 員 北 窓 隆 子

裁定委員大瀧敦子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎

※裁定文中の別紙は省略